

令和 6 年度 戸田市地域密着型サービス事業者
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 公募要項

1 公募の趣旨

戸田市(以下「市」という。)では「戸田市第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、要介護者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、地域密着型サービス事業者を選定するために実施するものです。

応募に当たっては、関係法令及び関係通知並びに本要項等を十分にご理解、ご確認いただき、ご応募くださいますようお願いいたします。

なお、本公募以外の指定は行いませんので、あらかじめご了承ください。

2 公募する地域密着型サービスの種類等

サービスの種類	事業所の形態	整備数	日常生活圏域	開設時期
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	一体型・連携型 どちらでも可	1 事業所	戸市内全域	令和 7 年度

戸田市は、多様な生活支援サービスを一体的に提供するため、市全体を 1 つの日常生活圏域と設定しています。

同一施設内で、公募の対象外である地域密着型施設を併設することは不可とします。

3 応募資格

以下の(1)から(10)までの要件をいずれも満たすこと。

- (1) 法人格を持つ団体(取得見込みを含む) であること。
- (2) 事業資金、必要人員の確保及び事業運営が確実に担保されていること。
- (3) 整備用地については、整備事業者が自ら所有する等により確保するか、賃貸借物件を利用して実施する場合は、土地・建物ともに長期間貸与されるものであること。(原則として、公募申込み後の整備予定地の変更は認められません。)
- (4) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) 第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 255 号) 等の規定

に基づき、更生又は再生手続きをしていない者であること。

- (8) 法人税、地方消費税、県税及び市町村民税等の滞納がないこと。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
- (10) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

応募書類の提出後に、その内容等に虚偽記載があった場合や、上記応募資格を満たさなくなった場合は、選定対象としません。選定や指定の後に発覚した場合は、指定を拒否し、又は指定を取り消します。

なお、介護保険事業者の指定については、指定申請者が法人でなければ指定をしてはならないとされています。ただし、これから法人設立を予定している事業者は、事業計画書を提出することが可能です。法人設立認可までの具体的なスケジュール・法的根拠等を事業計画書に盛り込んだうえでご提出ください。

4 整備条件

- (1) 下記の基準等を確認し、基準どおりの実施が可能かどうか十分検討の上、応募手続きを行ってください。

戸田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第7号)

- (2) 介護保険法を始めとする関係法令に従ってください。
(例：社会福祉法、老人福祉法、建築基準法、農地法、都市計画法、消防法など)
- (3) 防火防災対策及びこれに係る設備設置については、所轄消防署等と協議し、その指示に従ってください。

5 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和7年2月5日(水)から令和7年3月19日(水)まで

応募受付は期間中の平日9時から17時までとし、閉庁日を除きます。

受付期間を過ぎた場合は受付できません。

- (2) 提出場所

戸田市 健康福祉部 健康長寿課 管理担当(戸田市役所2階 5番窓口)

必ず法人の担当者が持参してください(郵送不可)。

- (3) 提出書類

別紙「公募申請に関する提出書類一覧」のとおり

(4) 応募の抹消

応募した法人が次のいずれかに該当した場合、その応募を無効とし、選定の対象から除外します。

受付期間内に市で定める応募書類の全てが揃っていない場合

応募書類に記載すべき事項が記載されていない場合

応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

応募した法人の役員、職員等の関係者が本市の職員に選定の採否にかかる直接的又は間接的な働きかけを行った場合

(5) 留意事項

土地等の確保が確実でない等の具体性のないものは選定の対象外となります。

事業計画等については、整備予定地の町内会又は自治会、近隣住民等関係者に対して十分な説明を行うこととします。なお、事前に地元への説明等を行う場合には、「戸田市の公募に応募し、指定候補事業者として選定されることが条件である」旨を周知するなど、事業所の開設が既定路線であるかのような誤解を与えないよう十分注意してください。

応募の結果、募集要件の範囲内であっても、審査の結果、選定されないことがあります。また、選定された場合であっても、指定を確約するものではなく、指定申請時に基準を充足していない場合は指定を行いません。

提出された書類は、返却いたしません。

応募に係る費用については、応募者の負担とします。

提出された書類は、地域密着型サービス事業者選考以外の目的には使用いたしません。

本公募に係る整備計画における用地（建物）利権者又は地域住民等との確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募事業者の責任に帰す事項であり、本市はその責任を負いません。

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

今回募集するサービスに係る施設等の整備に必要な費用については、「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」を活用した補助を検討していますが、補助内容や補助金額等については県で規定するものであり、変更されることがありますので、埼玉県及び本市のホームページ等を活用し、最新の情報を把握するよう努めてください。また、交付については県との協議後、県及び市の予算の範囲内での実施となるため、交付されない場合や減額される場合があります。このため、補助金が交付されない場合等も念頭に置き、十分に対応できる資金計画等を作成してください。なお、市独自の補助金は予定しておりませんので、あらかじめご了承ください。

記載の補助金の活用を希望する事業者は、戸田市が補助金の交付を決定する前に整備事業に着手することはできません。交付決定前に着手した場合には、補助対象外となります。

法人が応募できる計画は1件となります。

原則、令和8年3月までに介護保険法に基づく事業所指定を受け、事業所を開所してください。ただし、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときはこの限りではありません。指定申請につきましては、開設予定日の1か月前までに必要な書類を揃えて提出してください。建物を新築又は増改築する事業者については、建物竣工後でないとはできませんので、余裕をもたせたスケジュールを立ててください。

応募書類の提出は次のとおりとします。

書類の提出部数：正本1部、副本7部（複写したもの）

6 地域密着型サービス事業予定者（指定候補事業者）の選定

（1）審査・選定の方法

審査及び選考については、戸田市 健康福祉部 健康長寿課において第1次審査を行います。第1次審査では、申請内容が国の定める基準を満たしているか等の書類審査を行います。

第2次審査として「戸田市地域密着型サービス事業者選定委員会」において、「7 審査基準」に基づき、各提案の採点を行います。また、必要に応じてヒアリングを実施します。（ヒアリングを行う場合は、後日連絡します。）

選定委員会による審査結果及び「戸田市総合介護福祉市民協議会」への意見聴取を経て、市長が指定候補事業者を選定します。

（2）選定結果の通知及び公表

本公募の選定結果については、応募した全ての事業者に対し、文書により通知します。

選定された事業者については、事業者名を市ホームページで公表します。

審査の経過及び選定結果に関する異議申し立て、質問等には一切応じられません。

（3）その他

必要に応じ、追加書類の提出依頼や現地調査を行う場合があります。

審査の結果、指定候補事業者の該当なしとする場合があります。

応募がない場合及び事業者が選定されなかった場合には、再度公募を行うことがあります。

公募選定後において、開発許可が得られない場合等、今回の応募内容に重大な変更が生じた場合は、選定及び指定候補事業者の選定の効力を失うものとしします。

7 審査基準

審査項目	審査内容
法人の理念・姿勢	基本理念の内容等
経営基盤の安定性・継続性	法人の財政状況等
計画の安定性	資金計画、スケジュール等の状況

運営実績・経験	事業を運営するに足る実績、経験があるか
設置予定地の状況	立地状況（敷地面積、周辺環境） 用地確保の確実性
施設・設備の状況	施設整備の確実性 建物の面積、構造について 設備基準との適合について 消防設備の状況
人員配置	人員基準との適合について 管理者及び従業者の実績、経験について
職員の育成	人材確保に対する取組み 雇用形態、研修体制、健康管理について
サービスの内容等	サービスの質の向上に対する考え方 利用者の状態、意向を配慮したサービス計画作成の考え方 利用者の費用負担についての考え方
事故防止、安全対策、衛生管理等	個人情報の管理方針と方法 自己評価、外部評価への考え方 非常災害時の体制、対応について 施設における衛生管理体制について 身体拘束、プライバシーへの考え方 虐待防止への対策について 事故防止、安全対策について 苦情処理のための体制について
地域や関係機関との連携について	開設にあたり地域住民の理解を得るための方策 地域との交流、連携についての考え方 運営推進会議に対する考え方 医療及び福祉機関等の連携について
その他	独自の提案等（市が推進する事業等への協力等含む）

8 質問方法及び回答

質問の受付は、「地域密着型サービス申請に係る質問表」に記入の上、FAX 又は E メールにて、令和7年2月21日（金）17時までに送信してください。

公平を期すために、窓口や電話等での個別の質問にはお答えいたしません。

また、期限後の質問は受け付けません。受け付けた質問・回答内容については市ホーム

ページで公開いたします。

9 公募の日程

内容	期間等
公募受付	令和7年2月5日(水)～令和7年3月19日(水)
審査及び選考	令和7年4月～
戸田市総合介護福祉市民協議会への意見聴取	令和7年6月頃
結果発表	決定後速やかに通知及び公表
事業者指定	令和8年3月まで(指定申請は令和8年1月末まで)

事業者指定は整備完了後に行います。なお、指定申請時に指定基準を満たさない場合には、指定しないことがあります。

10 問合せ先

戸田市 健康福祉部 健康長寿課 管理担当

戸田市上戸田1-18-1 戸田市役所2階 5番窓口

TEL: 048-441-1800 (内線458)

FAX: 048-444-5588

E mail: chojukaigo@city.toda.saitama.jp